

## 地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 2 年 9 月

※本資料は第 5 1 回審査会（令和 2 年 1 月）以降現時点までに文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目をまとめたものである。

### 1. 避難者等への賠償

- 被害者の生活や事業の再建につながるよう、原子力損害賠償紛争審査会において、現地調査などを通して現状をしっかりと把握するとともに、中間指針等の適時適切な見直しを行うこと。
- 審査会としての責務を改めて認識し、避難生活が続く間、また、帰還もしくは移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他の実費等が発生している場合にあっては、その個別事情に応じた賠償が確実に実施されるよう改めて審議し、中間指針に示すこと。
- 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続においては、個別事情による精神的損害の増額など、中間指針の基準を超えた和解が成立していることを踏まえ、類似した損害については被害者に共通しているものとして等しく賠償が実施されるよう審査会及び文部科学省、紛争解決センターの連携を密に審議を進め、東京電力が迅速かつ円滑に賠償できるよう中間指針に確実に反映すること。
- 裁判によって様々なケースの判決が下されており、裁判の結果を十分に考慮し被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう中間指針に示すこと。

### 2. 営業損害、風評被害等に係る賠償

- 営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。
- 避難指示区域内の商工業者及び農林業者の営業損害及び就労不能損害の終期については、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、その個別事情に対する確実かつ迅速な賠償の実施について審議し、中間指針に明示すること。

### 3. 地方公共団体に係る賠償

- 地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、

迅速かつ確実に賠償を行わせること。また、財物に関する損害については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

- 地方公共団体の不動産に係る賠償について、ほぼ帰還困難区域内に存在している公共施設は、避難の長期化に伴う管理不能により荒廃が進んでいるため、今後帰還に伴い再整備を想定しているが、整備費用負担が発生することから、中間指針第四次追補で示されている住居確保に係る損害の指針（Ⅲ）を公共施設にも準用するよう、改めて審議し中間指針に示すこと。

#### 4. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、被害者の個別具体的な事情への誠実な対応を含め、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、東京電力を指導すること。

#### 5. 損害賠償請求権の消滅時効

- 東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。
- 平成25年12月に「原賠時効特例法」が施行され、福島第一原子力発電所事故に関する原子力損害賠償請求権の消滅時効が3年から10年に延長されたものの、未だ賠償請求権を行使していない被害者がいることから、将来にわたり、消滅時効を援用しないよう中間指針に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう、国及び東京電力に強く申し入れること。
- 「原賠時効特例法」第3条を改正し、民法第724条第1号の時効期間を「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」から20年とし、同条第2号及び同法第724条の2の規定は適用しないものとすべきである。
- 原発事故の損害賠償について、賠償実施状況の詳細な確認を実施し、時効期間の再延長も含めた法的措置等について検討すること。